

# 広島高速道路公社契約約款の改正について

## 1 改正内容

当公社が定める建設工事や調査・設計業務、役務等の契約に係る約款（以下「約款」）について、以下のとおり改正する。

### （１）建設業法の改正に伴う措置について

#### ① 監理技術者補佐について

現行の建設工事請負契約約款では、監理技術者・主任技術者・専門技術者の名前を発注者に通知することとしており、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規定する監理技術者補佐を配置する場合も、これらと同様にその氏名を発注者に通知する規定を追加する。（建設工事請負契約約款のみ）

#### ② 著しく短い工期による請負契約の締結の禁止について

建設業法第 19 条の 5 では、『通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期とする請負契約を締結してはならない』と規定されたため、このことを規定する条文を新たに追加するとともに、従前の約款において『工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。』との規定を削除する。（建設工事請負契約約款及び調査・設計業務等委託契約約款）

### （２）遅延利息について

履行遅滞に係る損害金等の遅延利息の計算に用いる割合について、現行の年 2.6 % から **年 2.5 %** に改めることとする。（全約款）

### （３）建設工事における前払金の使途拡大について

前払金の使途拡大に関する特例措置について、その適用期限を「令和 3 年 3 月 31 日まで」から「**令和 4 年 3 月 31 日まで**」に延長する。（建設工事請負契約約款のみ）

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降において、既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用する

## 2 施行日

令和 3 年 8 月 27 日以降の公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。

以 上